



2018年3月1日
一般財団法人 日本助産評価機構

「アドバンス助産師／Advanced Midwife」 商標権を取得しました！

2014年12月の出願から約3年、ついに当機構の申請が認められました！

一般財団法人日本助産評価機構（本部事務局：東京都中央区 理事長：堀内 成子）は、2015年4月からの助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー／CLoCMiP）[®]レベルⅢ認証制度運用開始に先立ち、2014年12月に特許庁へ「アドバンス助産師／Advanced Midwife」の文字商標の出願を行いました。

しかしながら、その後の道のりは当初の想定を超え、3年2か月にもわたる長く厳しいものでした。

2015年の特許庁からの拒絶査定およびその後の不服審判不成立の審決、知的財産高等裁判所への審決取消訴訟の提訴を経て勝ち取った、画期的な審決取り消し（審理差し戻し）の全面勝訴判決（本判決では、認証制度の意義と普及の事実が認められ、当機構の主張が大部分、採用されました）。

これらの道程を経て、この度、ついに特許庁からの登録査定の審決が本年2月27日付にて発されました。

（※）知的財産高等裁判所が下した判決については下記をご参照ください（事件番号：平成29年（行ケ）10049号）

知的財産高等裁判所 裁判例検索：http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=4747

2018年の認証制度新規申請受付再開と今後の制度発展へのさらなる弾みに

助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー／CLoCMiP）[®]レベルⅢ認証制度では、2015年の運用開始以来、11,008名の認証助産師＝アドバンス助産師を認証してまいりました。

2017年は制度の点検・見直し期間とし、新規申請受付を停止しておりましたが、2018年8月より新たな申請システムなどの整備を行って、新規申請受付が再開されます。

そのようなタイミングでの今回の「アドバンス助産師／Advanced Midwife」登録査定の報は、この新規申請受付再開とさらなる制度発展への重要な契機になると考えております。

今回の登録査定に至る道のりは、まさに全国で活動する使命感に燃えた助産師たちが、自身の専門能力の向上とキャリアの客観化を目指し、よりよい周産期医療環境構築の一翼を担うべく名乗りを上げた（認証申請を行った）ことによる、本制度の拡大・普及の過程と軌を一にしています。

今後は本認証制度運用の重大な使命と責任を自覚しながら、助産師が専門性を発揮し、良質で安全な助産とケアを提供できるよう、役員および職員一同、より一層まい進してまいりたいと考えております。



アドバンス助産師のロゴマーク
(既に商標権取得済み)

（※）当機構 助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー／CLoCMiP）[®]レベルⅢ認証制度ホームページ

<http://josan-hyoka.org/personalidentification/overview/>